

第27回博多港地方港湾審議会 議事録要旨

1 日 時 平成25年5月17日（金） 14:00～15:00

2 場 所 博多港国際ターミナル3階 ターミナルホール

3 審議内容

- (1) 博多港港湾計画の一部変更について
・港湾運営会社の導入区域等の指定

4 議事概要

- (1) 局長から審議内容について諮問を受け、審議に入る。
(2) 会長が事務局へ審議内容の説明を求め、事務局から説明。
(3) 審議の内容についての質疑・意見交換等（内容は以下のとおり）

(委員) 港湾運営会社制度の導入には懸念がある。様々な関係者から、民営化によるコストの削減に伴う雇用・労働条件の悪化のほか、国策としての港湾戦略が揺らぐおそれがあるという懸念の声を聞いている。これらの懸念に対してどのように考えているのか。

(事務局) 博多港は、官民労が一つの目的に向けて取り組んでいるという強みがある。ご指摘の懸念については承知している。関係業界の声を聞きながら取り組んでいきたい。

(委員) 民間企業による運営となることで、港湾施設の利用料金の引き下げが見込まれるが、適切な利用料金の設定のための指導の方針等、どのように考えているのか。

(事務局) 博多港は、全国に先駆けて港湾運営に民の力を導入し、国際競争力を意識した経営を進めてきたところである。利用料金についても国内の他の港に十分対抗しうる設定を行っており、コンテナ取扱量は他港を凌駕する伸びを見せている。港湾運営会社制度の導入で国内外での競争力をさらに高める必要があると考えている。利用料金については、周辺の状況を見ながら、設定していきたい。

(委員) 港湾運営会社は地域の独占性が高いものとなる。利用料金の値上げが行われるのではないかと、必要な投資が十分に行われるのか、また、港の公共性がきちんと確保されるのか、これらの問題がきちんと整理されないまま進められるのは懸念がある。

(事務局) 利用料金については、適正な水準を超える設定にならないよう、公募等の手続をしっかりと進めてまいりたい。

(委員) 港湾労働組合の立場から港湾運営会社についての意見を述べたい。港湾運営は、港湾管理者だけでできるものではなく、関係団体がそろって運営していくものであり、港湾運営会社にすべてを任せるわけにはいかないと考えている。港湾運営会社は岸壁、エプロン等の港湾施設を一体的に運用していくものであり、港湾全体を運営していくものではないと理解している。また、公共埠頭である博多港が民間企業によって運営されることで公共性を害されることがないことを条件として主張しているところである。

(事務局) 港湾局としては、民間の運営によって効率性を高める一方で、公共性・公益性・中立性の確保は最大の課題ととらえており、効率性と公共性のバランスをとりながら進めていきたいと考えている。港湾運営会社の経営の観点だけでなく、利用者の声を聞きながらいかに使いやすい港にしていくかが重要。業界のみなさまの意見を伺いながら進めていく。

(委員) 指定管理者制度ではなく、港湾運営会社制度にするメリットは何があるのか。

(事務局) 港湾をとりまく環境が変化していく中で、指定管理者制度では弾力的な料金設定をしていくことが難しい。港湾運営会社制度はこれまでの運用を崩さずに、さらなる国際競争力の強化を図ることができる選択肢と考えている。これからみなさまと協議をしながら、このメリットを生み出せるよう、取り組んでまいりたい。

(委員) 港湾運営会社の所掌範囲について、箱崎ふ頭のROROターミナルを加える意義について確認をしたい。また、公募に応じる事業者から、アイランドシティと香椎パークポートのコンテナターミナルは運営するが、箱崎ふ頭は運営しないという提案が出された場合、その事業者を運営会社に指定することはできるのか。

(事務局) 港湾法施行規則第11条の4に規定されているとおり、港湾運営会社の所掌範囲はコンテナ、ROROフェリーを扱うすべてのふ頭とされている。箱崎ふ頭については、コンテナを扱うふ頭であることから、港湾計画の位置づけを行うもの。港湾運営会社は港湾計画の所掌の範囲で業務を担うこととされているため、コンテナターミナルのみを運営するという事業者を運営会社に指定することは法律上、できないと考えられる。

(委員) 港湾計画に位置づけなければ、コンテナターミナルのみを運営するという提案もできるということか。

(事務局) そのとおり。

(委員) 現在上海SSEが就航しているアイランドシティの5号岸壁は港湾運営会社制度の導入区域に位置づけられていないが、整合性はとれているのか。

(事務局) 水深11メートルの岸壁については、現在上海SSEが就航しているが、将来的に箱崎ふ頭へのシフトを検討しているところである。その後の利用計画はまだ決まっていないことから、今回の導入区域の範囲外としているところ。

なお、箱崎ふ頭についてアイランドシティや香椎パークポートと同様の運営をしていくかどうかについては、今後協議しながら検討していきたい。

(委員) 港湾運営会社制度の導入に反対しているわけではないが、現在、コンテナターミナルの運営でバランスがとれているので、この点を考慮しながら検討を進めて頂きたい。

(委員) 運営計画について、誰が主体となり、どういう手順で作成するのか。

(事務局) 港湾運営会社となる事業者が作成する。平成26年4月から移行することとなるので、それまでの間に事業者が整理し、港湾管理者が審査し、確定することとなる。

(委員) 港湾運営会社となる事業者が決まってから作成するのか、あるいは運営計画の内容も港湾運営会社の指定のための要件となるのか。

(事務局) 公募の際に骨格は示して頂くこととなる。その後港湾運営会社を決定したうえで、最終的な運営計画を定める。

(委員) 運営計画は、市民の目が入る形で策定されると理解してよいか。

(事務局) 公募の段階で第三者による委員会を設置するので、そこに業界関係者や有識者にも参加して頂き、妥当性の審査をお願いすることとしている。その後の港湾運営会社との契約に至るまでの間も、適宜意見を伺いながら進めていきたいと考えている。

(委員) 指定される港湾運営会社は「1つの港に1社に限る」とされているが、「1社」とはどのような意味か。大企業によるコンソーシアムの形態なども考えられるが、対象とな

るのか。

(事務局) 意思決定をするひとつの法人格をもつものであれば、認められる。

(会長) 他の港の港湾運営会社となっている事業者が、博多港の港湾運営会社となることはできるのか？また、海外の企業が参入してくるようなケースもあると考えられるが。

(事務局) そのようなケースの想定はしてこなかった。ただ、港湾法改正の趣旨は、国際競争力の強化のためにコスト削減をしていく点にある。ご指摘のとおり、外資系企業の参入などもあり得ると考えている。

—————質疑終了—————

(会長) それでは諮問内容について取りまとめを行う。諮問案である港湾計画の一部変更案について、賛成される方の挙手を求める。

————— 賛成多数 —————

(会長) 賛成多数であるので、本審議会は諮問案のとおり、市長へ答申することとする。

以 上